

一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール

入力・出力マニュアルに関する FAQ

(よくある質問集)

(ver3.0 100311)

- マニュアル..... 1
- Q 1 (P. 1) 推奨する動作環境について、現在、職場で使用している OS は、windows2000professional である。ダウンロードしたが、excel に認識されないで、OS に問題があるのか。..... 1
- Q 2 (P. 2) この中で、支援ツールを「適宜、実状に合わせて変更が必要」という記述があるが、これは支援ツールのカスタマイズを認めたものと解釈してよろしいか。以前の自治体向け説明会の時、カスタマイズについて個別に伺ったところ、カスタマイズ不可という回答を受けた。また、公開されている各種 F A Q を参照すると、シートによってカスタマイズが可であったり不可であったりと、その内容はまちまちである。カスタマイズに関する統一した見解はあるのか。なお、カスタマイズが可能である場合、本市では、実態に合わせてツールの全面的改訂を、業者委託で実施したいと考えているが、何か問題があるか。..... 1
- Q 3 (P. 7) 中間処理の説明文中、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務が中間処理に含まれるとの記述がある。6. 1 のシートで中間処理は破碎と焼却のみだが、運搬に要する委託経費はどこに入力するのか?... 2
- Q 4 (P. 7) 当方は 2 つの町に係る一部事務組合である。収集と最終処分については、両町で民間委託し、中間処理を当一部事務組合で実施している。直接搬入分については一部事務組合で受け入れているが、この場合、収集運搬部門は直営に 1 を入力するのか。また、中間処理部門も直営に 1 を入力すればいいのか。..... 2
- Q 5 (P. 7) ・②燃やさないごみ③粗大ごみについて 市の処理施設で破碎後、磁力選別で鉄・アルミを選別し資源として民間業者に売却、その他は市の最終処分場で埋立している。この場合、(2)中間処理(3)最終処分のところに 1 を入力し、(4)資源化にも 1 を入力するのか。・有害ごみ(蛍光灯、電池、水銀体温計、鏡) 収集後、民間事業者へ中間・最終処分(資源化含む)を委託している。この場合、①~⑩のどの分類に入力し、(2)中間処理(3)最終処分(4)資源化にはどのように入力するのか。..... 2
- Q 6 (P. 7) 中間処理残渣の輸送と最終処分を一括委託している。基本的には、中間処理残渣の輸送は中間処理部門に計上するとのことであるが、このケースの場合はどのように部門区分すればよいか。..... 2
- Q 7 (P. 7) 本市では、廃材を直接搬入により、最終処分場の敷地内の一時保管場所にて保管している。その後、委託により、一時保管場所から資源化業者へ輸送している。この輸送はいずれの部門に該当するか。..... 2
- Q 8 (P. 7) ①資源ごみ(古布)を当施設で一時保管のみをし、リサイクル業者に引渡す場合は資源化の一部事務組合に該当するか。保管のみの場合は対象外になるか。②乾電池、蛍光灯は、不燃ごみとして収集し、乾電池は一時保管のみをし、また、蛍光灯は破碎処理をし、民間業者に運搬委託し、リサイ

- クル業者へ引渡している。この場合は両者とも資源化の民間委託と一部事務組合に該当するか。③焼却処理は当施設で行い、中間処理後の焼却灰の運搬を民間委託し、埋立処分場へ運搬している場合は、中間処理の民間委託と一部事務組合の両者に該当するか？..... 3
- Q 9 (P.7) このシートでいう廃棄物種類とは、市民が排出する時点での廃棄物種類を指すのか、それとも行政が収集・資源化した後の種類を指すのか。当市では「缶」の収集量を、「④アルミ缶」と「⑤スチール缶」の種別に把握していないが、選別後のスチールプレスとアルミプレスの各資源化量については把握している。同様に「びん」の収集量も、「⑥無色のガラス製の容器」「⑦茶色のガラス製の容器」「⑧その他のガラス製の容器」「⑨リターナブルびん」の種別に把握していないが、選別後のカレット、リターナブルびんの各資源化量は把握している。このように、『収集量・回収量を個別に把握していないが、選別（資源化）後に個別量を把握している廃棄物種類』の入力方法はどうすればよいか。..... 3
- Q 10 (P.7) 焼却が中間処理部門となっているが、本市及び組合を構成する自治体においては、組合が焼却残渣を全量エコセメント化しているため、焼却施設から搬出されるものはすべて資源物としている。当然、焼却残渣埋立量は発生しないため、本市における焼却は、(4)の資源化に該当するものと位置づけられるのではないかと。..... 3
- Q 11 (P.7) 会計基準でいう中間処理としての破碎とは「資源化を目的としない埋立処分のための破碎」という定義だが、本市の施設における破碎は、その工程の中で資源物と残さを振り分けていくため、この定義には当てはまらない。このように埋立と資源化、両方の目的をもつ破碎は、どのように取り扱えばよろしいか。..... 4
- Q 12 (P.7) 上から3項目目に、「分別収集を実施していない品目については、無回答としてください。」という記述があるが、公開されているツールについてのFAQ ver1.0を見ると、Q12の答えの中では、缶やびんについて正反対の記述（把握できるものなら分別収集していなくてもOK）がある。どちらが正しいのか。また、FAQの記述では、市の目的に合致するか否かで、どちらの方法を選択するのも問題なしとの記述もあるが、基準の運用についての考え方が自治体によってまちまちでも、特に問題はないのか。..... 4
- Q 13 (P.7) 中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務を含むとあるが、
- ①本市ではこの業務を民間委託で実施している。マニュアルについてのFAQによると、この形態での実施主体は直営となるとあるが、純然たる委託業務であるにもかかわらず、なぜ実施主体を直営とするのか、合理的理由を示されたい。
 - ②もし実施主体が直営ならば、費用は物件費であっても委託料ではなく、車両に関する費用や人件費などを個別に調査して計上しなければならないこと

- とになるが、そのような理解でよいか。…………… 5
- Q 1 4 (P.7) 2つの自治体のごみ処理を行う一部事務組合について、
- 施設の建設は組合（財源は、起債、補助金、自主財源（自治体負担）
 - 収集・運搬は各自治体
 - ごみ中間処理、資源化は組合（組合発注による業者委託）
 - 最終処分は自治体
 - 収入は・両市からの負担金・処理手数料・資源物売りは払い金
- この場合、この書類作成基準の、どのシートを記載すればよいか示されたい
…………… 5
- Q 1 5 (P.7) 本市では蛍光管・乾電池・水銀体温計を有害ごみとして分別収集（民間委託）し、施設にストックした後に処分業者に引き取らせて（民間委託）いる。分別収集と引取処分は別業者に委託している。この場合、廃棄物種類は㊟その他のごみで、各戸から市の施設までの収集運搬部門は民間委託での実施となるが、その後の処分をどの部門にどのように入力すべきかわからない。もっとも適切な方法を示して欲しい。なお、委託の名目は有害ごみの引取と処分であり、その仕様において処理内容の詳細（中間処理・資源化・最終処分）は定めていない。ただし、委託業者に聞き取り調査したところ、概ね破碎→分別資源化→残渣処分というような工程であった。…………… 5
- Q 1 6 (P.8) ガラス製容器の場合、びん収集を平ボディ車を3つの区分に仕切りを設け、集積所で無色、茶色、その他色に分けて収集して計量し、保管場所に保管するため、色別の重量は計量していない。その場合は、搬出量により按分をして色別ごとの収集量を計算するのか。また、缶類の場合は、アルミ缶とスチール缶をまとめて缶類として収集しており、資源化でスチール缶は他の廃棄物の鉄類と併せてプレスしているためスチール缶の量は把握していない。その場合は、収集した缶類の収集量から搬出したアルミ缶の量をマイナスした量をスチール缶の量と考えてよいか。…………… 6
- Q 1 7 (P.8) 中間処理（焼却）量及び中間処理（破碎）量の関係について質問する。中間処理（破碎）量の欄には、破碎処理以外の選別も含まれるか。また、例えば粗大ごみの場合、破碎投入量は破碎量欄に数値を入れ、破碎後に排出される可燃残渣物は粗大ごみ欄の中間処理（焼却）量に数値を入力するのか。…………… 6
- Q 1 8 (P.8) 処理実態調査（環境省）との数値の整合性をとることができないが問題ないか。（処理実態調査では焼却灰のスラグ化を資源化として把握するが、廃棄物会計では中間処理として把握するなど）…………… 7
- Q 1 9 (P.8) 公共施設から発生する生ごみの収集運搬を民間業者に委託しています。家庭の生ごみの収集はしていません。マニュアル8ページにより、収集運搬量は「許可業者及び持込による受入量」に入力しますが、シート2作業の実施主体と委託料はどこに入力すればよいのでしょうか？シート2の収集運搬部門の民間委託に1を入力すると、シート5.1に委託料を入力します

- が、そうするとシート3の収集運搬量を委託業者に入力しなければならなくなり、マニュアルの記述どおりに入力できません。……………7
- Q 2 0 (P.9) 処理・処分・資源化プロセス投入量の合計は収集運搬量に一致する必要はあるか。(H20 Q19) ……………7
- Q 2 1 (P.9) 中間処理(破碎)後のアルミ、スチール選別は資源化か。(H20 Q20) ……………7
- Q 2 2 (P.9) ①一般廃棄物の処理業者(許可業者)が処理(資源化など)する量は「一般廃棄物会計基準31頁」により対象外とするか。計上するとしたら「委託」になるか。②委託による資源化過程から発生する異物処理量については、把握が困難であるため、考えなくていいか。(H20 Q21) ……………7
- Q 2 3 (P.10) 本市では、施設に搬入される資源物について、搬入される時点では家庭系・事業系の区別をしている。ただし、施設搬入後は家庭系と事業系を一括して資源業者に売却または指定法人に引渡しをしているため、引渡し量のうちの家庭系・事業系別の量を把握していない。このケースでは、どのように入力するか。(H20 Q22) ……………8
- Q 2 4 (P.10) 特にPETでは、資源物の引渡量和収集量との間にタイムラグによる差異が生じる。この点はどのように整理すればよいか。(H20 Q23) ……………8
- Q 2 5 (P.10) 各項目中に「資源化後の資源物」という表現があるが、この用語の意味は次のうちどれに当てはまるのか。
- ①分別収集した資源物すべてと同義
 - ②分別収集した資源物のうち、中間処理をした後のもの
 - ③ごみの焼却・破碎などの処理工程から選別される、いわゆる中間処理後の資源化物
 - ④単純に資源物と同義(上記をすべて含む)
 - ⑤上記のいずれでもない(この場合、内容を示されたい。)(H20 Q24) ……8
- Q 2 6 (P.10) ここでの入力内容は「資源化後の資源物」に限られているが、本市が収集している資源物のほとんどは直接資源化(拠点・ステーションで収集→そのまま業者に引渡)されている。
- この「直接資源化」分の有償・逆有償分の額はここには入力しないものと理解したが、その場合、どのシートのどのセルに入力すべきか。
- また、破碎施設から搬出される資源物については、破碎工程から出る資源物以外に破碎困難鉄や自転車など(破碎していないもの)が含まれている。これらのものは不燃・粗大ごみとして収集・持込されたものだが、中間処理工程を通らずに搬出される。これらの取り扱いはどのようにすべきか。(H20 Q25) ……………9
- Q 2 7 (P.10) (4)の3項目目に逆有償についての説明があるが、容りの指定法人に資源化業務を委託しカレットの引渡を行っている場合、容り協会に支払っている委託料はここに示される逆有償分にあたるのか。なお、委託は単価契約となっており、引渡すカレットの量によって金額が変わってくる。(H20

- Q26)** 9
- Q 2 8 (P. 10) (4) の 2 項目目に、逆有償の輸送費についての説明があるが、容リ
の指定法人へのプラスチック運搬業務を別業者に委託している場合、この
委託料はここに示される逆有償分にはあたらないと理解してよいか。(H20
Q27) 9
- Q 2 9 (P. 10) (5) に示される売却額については、民間事業者に引渡す分のみと
いう理解でよろしいか。本市ではペットボトルの引渡しにおいて、容リルー
トと民間ルートとの 2 種類があるが、ここに入力するのは民間ルートの分のみ
という解釈をしている。(H20 **Q28)** 10
- Q 3 0 (P. 10) (4) 引渡時の支払額と (5) 引渡時の売却額の、それぞれ 1 項目
目の表記の相違について尋ねたい。(4) では対象を「指定法人もしくは民間
事業者を引き渡している品目」としているのに対し、(5) では対象を「民間
事業者を引き渡している品目」としている。この表記に従えば、当然、売
却額の対象になるのは民間事業者分のみとなるはずである。しかしながらこ
の件について質問したところ、売却額も支払額と同じように扱う旨の回答を
受けた。マニュアルにおいて扱いが同じ内容のものについて、相違する記述
をすることは通常考えられないが、あえてこのような表記になっている理由
を示されたい。(H20 **Q29)** 10
- Q 3 1 (P. 10) 2 項目目にある輸送費に関する記述について尋ねたい。「輸送費の
負担額も含めた金額」という記述の意味は、「売却額から輸送費を差し引い
た(相殺した)金額」と理解してよいか？また、もしそうであるならば 3 項
目目の記述と矛盾するが、その場合どのような処理をすることが望ましいか。
(H20 **Q30)** 10
- Q 3 2 (P. 11) 本市では、ごみ・資源の収集運搬を民間委託にて実施しているが、
民間業者が使用する車両について、本市にて購入した車両を貸し出すものと、
民間業者が用意するものを混合で実施している。この場合、市の所有する貸
し出し車両についての“車両に係る物件費①及び②”の取り扱いをどのよう
に処理すればよいか。直営に係るシート 5.8 に入力の必要があるか。(H20
Q31) 11
- Q 3 3 (P. 11) マニュアルの 11 ページでは、委託料を把握している場合は、委託
業者ごとかつ品目ごとに「1」を入力することとなっているが、トータルで
20 を超える場合は、行を増やしてもいいか。あるいは、この作成支援ツ
ールで、行・列を加除することはできないのか。(H20 **Q32)** 11
- Q 3 4 (P. 14) マニュアルの 14 ページでは、シート 5. 3 は複数品目を混載して
いる場合に必要となると書いてあるが、これは混載していない品目について
は、直営で収集しているものでも数値を入れなくてよいということと理解し
てよろしいか。それとも、1 つでも混載している品目があれば、直営で収集
する全品目について数値を入力する必要があるのか。(H20 **Q33)** 12
- Q 3 5 (P. 16) 『・積載区分ごとに年間の出勤回数を入力してください』とあるが、

- 収集車両 1 台あたりの年間出勤回数を入力するのか、それとも、全ての車両の出勤回数を合計した数値を入力するのか。(H20 Q34) 12
- Q 3 6 (P. 17) 該当する廃棄物がない(直営収集でコンテナ等を使用していない)場合、このシートに何も入力することがないが、そういう理解でよいか。(H20 Q35) 12
- Q 3 7 (P. 21) このシートで対象とする車両は、5.8(1)で台数を入力した全車両となっているが、その場合、減価償却中の車両のみとなり、減価償却が終わった車両は、たとえ稼働していても収集運搬の物件費がかからないことになるが、そのような取扱でよろしいか。(H20 Q36) 12
- Q 3 8 (P. 20) 人件費の退職金について、2点質問する。1、想定勤続年数とは、自治体内全職員を対象とするのか?それとも、記入シート各部門の職員のみが対象か。また、各部門の職員のみで想定値を算出できない場合は全職員とすべきか。2、当自治体で想定勤続年数が40年であるとした場合、自己都合による普通退職と定年退職では退職金異なるが、どちらで計算するか?(H20 Q37) 13
- Q 3 9 (P. 21) 再任用職員は条例で定める職員の給料表により給与を支給するが、勤務日数が2日に1度というような勤務体系を取っているため、給与額は半額の支給となる。また、職員手当の中で支給されるもの、支給されないものがある。ただ、臨時職員として採用しているパート職員よりは給与額の水準は高く、全額で判断すると入社数年くらいの職員と同水準となっている。なお、勤務時間は正職員と同じである。この場合は正職員としてカウントしてよいか。(H20 Q38) 13
- Q 4 0 (P. 21) 基準 p.37 2.4.4.1(1)人件費 1項目目においては、「収集運搬部門の作業人員の人件費を(中略)把握する」とある。一方、マニュアル p.21 5.10(1)収集作業員の人数 4項目目に「また、一般庁舎ではない収集基地や積替施設などに就業している管理職・事務職も含めた人数としてください。」とある。マニュアルのとおり「作業人員」には上述の「管理職・事務職」も含むものと考えてよいか。(H20 Q39) 14
- Q 4 1 (P. 22) 退職金支給時における想定勤続年数は、退職時における勤続年数の各部門ごとの平均値を記入すべきか。また、職員1人についての年数、という理解でよろしいか。(H20 Q40) 14
- Q 4 2 (P. 22) 労働時間について、行政職員は1日の労働時間7.75時間×年間の勤務日数(土日、祝日を除いた年間日数)で計算する予定である。一方、収集作業員については定曜日収集であるため、その曜日が祝日となった場合は祝日勤務となる。この場合、祝日勤務となる一部の収集作業員の勤務時間数を別に計上し、行政職員の年間勤務時間数とを合算すべきか。..... 14
- Q 4 3 (P. 23) 特定の施設に係る物件費の具体例の中に、「公債利子」が明示されている。また、特定の施設に係る経費には、(公債利子等)という表示がある。この二つの「公債利子」は別項目に入力することから、当然明確に区別

- されるべきものとするが、違いが不明である。物件費と経費における公債利子の違いを示されたい。(H20 Q42) 14
- Q 4 4 (P. 25) 本市では不燃残渣の最終処分(埋立)及び可燃焼却灰の資源化(エコセメント)を組合で行っている。組合に対する負担金の支払いは一括で内訳等は分からない。この場合、シート 6.1 およびシート 7.1 への負担金支払額の入力をどのように行うべきか。(H20 Q43) 15
- Q 4 5 (P. 26 6.2(2)) (3) について、(2) のページの項目中、1～4 原価計算シートの記入について、次のとおり質問する。 I 2. 作業の実施主体のシートには、廃棄物種類④～⑩は資源物となっているが、焼却のみの施設については、は、①だけ「1」とすればよいか。 15
- Q 4 6 (P. 27) 設計監理委託費は施設の建設費の割合の中に含めてかまわないか。また、特定の施設に係る物件費(維持補修費)は、当該会計年度の費用額でよろしいか。(H20 Q45) 16
- Q 4 7 (P. 27) (2) 事業費の内訳について、施設・装置・重機の区分けが難しい。例えば焼却施設の場合、プラットホーム・ごみピットは「施設」、クレーン・ホッパ・ストーカ・コンベヤは「装置」、移動可能な物が「重機」と考えてよろしいか。また、追加投資については、新たな施設・装置・重機を設置した場合のみ(ダイオキシン対策工事等)とし、受入供給設備・燃焼設備・排ガス処理設備等の更新については含めず、それらは維持補修費と同じような考え方でよろしいか。(H20 Q46) 16
- Q 4 8 (P. 28) (1) 財務書類作成支援ツール入力・出力マニュアル(P28)に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号の一部)」に基づき減価償却を行うこととある。しかし、具体的に支援ツールに入力する際は「建物」「装置」「重機」の3区分となっている。耐用年数毎に減価償却費を試算するのであれば、さらに詳細な区分が必要だと考える。たとえば、外構整備工事、造成工事、雨水管工事などの費用を減価償却資産として入力するには区分や耐用年数をどのように計上すればよいか。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号の一部)」に基づき作成された廃棄物処理施設用の基準表(区分及び耐用年数)とそれに対応した支援入力ソフトが必要だと考えるがいかがか。(2) 減価償却費を積算するにあたり、財産台帳価格の10%(一般的な残存価格相当額)を控除しない理由をお聞かせ願いたい。(H20 Q47) 16
- Q 4 9 (P. 28) 想定耐用年数として、マニュアル(例えば p. 28)に大蔵省令に定める耐用年数を基準とするとある。省令においては、例えば車両などは、積載量で年数が異なるケースがある。これに従って資産を整理すると計上するにあたって件数が多くなってしまう。どのように対応すればよいか。(H20 Q48) 17
- Q 5 0 (P. 28) マニュアルの中では、施設・装置・重機それぞれ、想定耐用年数については大蔵省令を基準とする旨が示されているが、実際の設備が、この省

- 令のどの項目にあたるのか判断できない。例えばSRC造の清掃工場（焼却施設）の場合、建物自体は一般的にどの項目にあたるのか、また、ストーカ炉が装置であるとすれば、これに対応する別表2のなかの項目はどれなのか、見当がつかない。ついては、一般的な焼却施設・破碎施設等を例に、その施設・装置・重機の区分とともに、対応する想定耐用年数について省令の表の中のどの項目にあたるのか、示されたい。(H20 Q49) 17
- Q 5 1 (P. 29) シート6. 5の物件費のシートについて、記入できる項目は5行である。行の追加は可能か。(他のシートに影響は無いか。)(H20 Q50) ... 17
- Q 5 2 (P. 30) 入出力マニュアルp30 6. 7共通的経費の解説中の、「収集運搬部門」とは、「中間処理部門・最終処分部門」が正しいか。(H20 Q51) 18
- Q 5 3 (P. 36)・以下のケースでは、資源化ラインののべ稼働時間はどのように判断するのか。－施設は市有である。－作業は委託先が実施している。－所定労働時間は、1日7.5時間である。ベルトコンベアにて作業をするのは1日5時間である。－上述の7.5時間からのべ稼働時間を算定するのか、5時間から算定するのか。(H20 Q52) 18
- Q 5 4 (P. 36)・以下の勤務者の労働時間は、マニュアル36ページでいうのべ稼働時間に含まれるか。含まれない場合は、いずれの部門に、どのように入力すればよいか。－資源化施設において勤務している。－資源化ラインでは作業せず、点検、計量などの業務を行っている。(H20 Q53) 18
- Q 5 5 (P. 37) 7. 8の記述によれば、ここで収集運搬部門の共通的経費を入力するよう指示があるが、ここに別部門の経費を入力する合理的理由を教示されたい。(H20 Q54) 19
- Q 5 6 (P. 37) 管理部門について、収集事務所の事務職員・自動車整備士、焼却施設等の事務職員も含まれると考えてよろしいか。(H20 Q55) 19
- Q 5 7 (P. 39) 本市では可燃ごみ・不燃ごみが指定収集袋で、粗大ごみがシールで有料化されている。可燃ごみ・不燃ごみは、排出区分が別なのでそれぞれ区分して入力していくと、(5)、(6)について取り扱いが分けられていないため入力できない。また、同じ排出区分として入力(1行にまとめる)を試みたが、(2)の収集頻度が異なるため、この形でも入力できない。このような場合、何を優先し、どのように入力するのが最も正確なものとなるのか教示されたい。(H20 Q56) 19
- Q 5 8 (P. 39) 本市では可燃ごみ・不燃ごみについて、一般家庭系のものとは別に少量事業系のものが指定収集袋により有料化されている。この場合、一般家庭系と少量事業系は合算して入力すべきか、分けて入力すべきか、或いは一般家庭系のものだけに限って入力すべきか、正しい方法を示されたい。(H20 Q57) 19
- Q 5 9 (P. 49) 有形固定資産の車両に関する入力方法について、公開されているFAQによれば、車両の保有台数が多い場合、集約して入力するよう示されているが、本市の場合、通常集約方法ではどうしても20以内に収めること

ができない。そこでツール外で減価償却計算を行い、その結果得られたそれぞれの項目の合計額を1行で直接入力（デフォルトの計算式は消去）したいと考えている。この方法をとることにより、ツールに不都合が生じることがあるか。(H20 Q58) 20

マニュアル

I. 基本事項

2. 推奨する動作環境

Q 1 (P.1) 推奨する動作環境について、現在、職場で使用している OS は、windows2000professional である。ダウンロードしたが、excel に認識されない、OS に問題があるのか。

A 1 支援ツールをダウンロードされたと理解いたします。ダウンロードされるファイルは、ZIP ファイル(圧縮ファイル)です。このため、このファイルを展開(解凍)して得られるエクセルのファイル(~.xls)をお使いください。また、Windows 2000 でも動作するケースを確認しておりますので、OS の問題ではないと考えます。

7. 支援ツールの対応ケースについて

Q 2 (P.2) この中で、支援ツールを「適宜、実状に合わせて変更が必要」という記述があるが、これは支援ツールのカスタマイズを認めたものと解釈してよろしいか。以前の自治体向け説明会の時、カスタマイズについて個別に伺ったところ、カスタマイズ不可という回答を受けた。また、公開されている各種FAQを参照すると、シートによってカスタマイズが可であったり不可であったりと、その内容はまちまちである。カスタマイズに関する統一した見解はあるのか。なお、カスタマイズが可能である場合、本市では、実態に合わせてツールの全面的改訂を、業者委託で実施したいと考えているが、何か問題があるか。

A 2 行政内部での管理ツールとして活用するために、実態に合わせた形でツールを変更したり、独自に構築すること等を妨げるものではありません。以前の説明会でのコメントは、自治体のコストを横並びで比較するような場合に、ごみ区分や按分方法等をカスタマイズしているとそれができなくなるという観点から指摘したものです。会計基準の原則に基づき、算定ツールを自前で構築することは却って望ましいことだと考えています。ただし、公表等する場合は、カスタマイズしたことや、独自開発した方法で計算していることを明示する必要があります。また、当然ながら、独自の方法やツールを採用した場合、他自治体との比較等が困難になることに留意してください。

II. データ等の入力

2. 作業の実施主体

Q 3 (P.7) 中間処理の説明文中、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務が中間処理に含まれるとの記述がある。6. 1のシートで中間処理は破碎と焼却のみだが、運搬に要する委託経費はどこを入力するのか？

A 3 残渣等の運搬委託費を処理委託費に合算して入力してください。

Q 4 (P.7) 当方は2つの町に係る一部事務組合である。収集と最終処分については、両町で民間委託し、中間処理を当一部事務組合で実施している。直接搬入分については一部事務組合で受け入れているが、この場合、収集運搬部門は直営に1を入力するのか。また、中間処理部門も直営に1を入力すればいいのか。

A 4 一部事務組合としては、収集運搬部門の作業・委託を実施していないので、収集運搬部門は全て空欄になります。

中間処理部門は直営に1を入力してください。

なお、他のシートとの整合性にもご留意ください。

Q 5 (P.7)・②燃やさないごみ③粗大ごみについて

市の処理施設で破碎後、磁力選別で鉄・アルミを選別し資源として民間業者に売却、その他は市の最終処分場で埋立している。

この場合、(2)中間処理(3)最終処分のところに1を入力し、(4)資源化にも1を入力するのか。

・有害ごみ(蛍光管、電池、水銀体温計、鏡)

収集後、民間事業者に中間・最終処分(資源化含む)を委託している。この場合、①～⑩のどの分類に入力し、(2)中間処理(3)最終処分(4)資源化にはどのように入力するのか。

A 5 1点目については、中間処理、最終処分のみが対象となります。資源化は対象となりません。

2点目については、「⑩その他のごみ」とし、中間処理としてください。

Q 6 (P.7) 中間処理残渣の輸送と最終処分を一括委託している。基本的には、中間処理残渣の輸送は中間処理部門に計上するとのことであるが、このケースの場合どのように部門区分すればよいか。

A 6 予定価格明細や見積書などで、輸送部分と処分部分を分割できる場合は、分割し、分割できない場合は、いずれか適切と考えられる部門に一括計上してください。

Q 7 (P.7) 当市では、廃材を直接搬入により、最終処分場の敷地内の一時保管場

所にて保管している。その後、委託により、一時保管場所から資源化業者へ輸送している。この輸送はいずれの部門に該当するか。

A 7 資源化部門にて整理してください。

Q 8 (P.7) ①資源ごみ(古布)を当施設で一時保管のみをし、リサイクル業者に引渡す場合は資源化の一部事務組合に該当するか。保管のみの場合は対象外になるか。

②乾電池、蛍光灯は、不燃ごみとして収集し、乾電池は一時保管のみをし、また、蛍光灯は破砕処理をし、民間業者に運搬委託し、リサイクル業者へ引渡している。この場合は両者とも資源化の民間委託と一部事務組合に該当するか。

③焼却処理は当施設で行い、中間処理後の焼却灰の運搬を民間委託し、埋立処分場へ運搬している場合は、中間処理の民間委託と一部事務組合の両者に該当するか？

A 8 ①何らかのコストが発生していれば、資源化として対象にしてください。

②中間処理部門として算定してください。

③焼却灰の輸送に関する費用は物件費として処理し、主体は直営としてください。

Q 9 (P.7) このシートでいう廃棄物種類とは、市民が排出する時点での廃棄物種類を指すのか、それとも行政が収集・資源化した後の種類を指すのか。

当市では「缶」の収集量を、「④アルミ缶」と「⑤スチール缶」の種別に把握していないが、選別後のスチールプレスとアルミプレスの各資源化量については把握している。

同様に「びん」の収集量も、「⑥無色のガラス製の容器」「⑦茶色のガラス製の容器」「⑧その他のガラス製の容器」「⑨リターナブルびん」の種別に把握していないが、選別後のカレット、リターナブルびんの各資源化量は把握している。このように、「収集量・回収量を個別に把握していないが、選別(資源化)後に個別量を把握している廃棄物種類」の入力方法はどうすればよいか。

A 9 ご質問のケースでは、「缶」「びん」の収集量・回収量を、分別後のアルミ缶、スチール缶、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、リターナブルびんの引渡り量などで按分して、20区分の収集量として入力してください。

Q 10 (P.7) 焼却が中間処理部門となっているが、本市及び組合を構成する自治体においては、組合が焼却残渣を全量エコセメント化しているため、焼却施設から搬出されるものはすべて資源物としている。当然、焼却残渣埋立量は発生

しないため、本市における焼却は、(4)の資源化に該当するものと位置づけられるのではないか。

A 1 0 現行の一般廃棄物会計基準における基本的な作業部門区分では、ご指摘の事項については、ご理解のとおり中間処理部門となります。ただし、貴市の一般廃棄物処理行政の実態に鑑み、資源化部門と整理する必要があるれば、そのようにすることを妨げるものではありません。

ただし、独自の整理で計算した原価等を対外的に公表する場合には、その旨の注記を必ず行ってください。また、その場合、他自治体との比較が困難になることに留意してください。

Q 1 1 (P.7) 会計基準でいう中間処理としての破碎とは「資源化を目的としない埋立処分のための破碎」という定義だが、本市の施設における破碎は、その工程の中で資源物と残さを振り分けていくため、この定義には当てはまらない。このように埋立と資源化、両方の目的をもつ破碎は、どのように取り扱えばよろしいか。

A 1 1 収集の段階から「資源物」として扱っているものを破碎するのであれば、その工程は資源化部門となりますが、「不燃ごみ」として回収したものの中から資源を回収するとともに、その他の残さ物を埋立処分等する工程については、中間処理部門としてください。

Q 1 2 (P.7) 上から3項目目に、「分別収集を実施していない品目については、無回答としてください。」という記述があるが、公開されているツールについてのFAQ ver1.0を見ると、Q 12の答えの中では、缶やびんについて正反対の記述（把握できるものなら分別収集していなくてもOK）がある。どちらが正しいのか。また、FAQの記述では、市の目的に合致するか否かで、どちらの方法を選択するのも問題なしとの記述もあるが、基準の運用についての考え方が自治体によってまちまちでも、特に問題はないのか。

A 1 2 数量等を把握できる品目について、区分して原価を算定する必要があるのであれば区分してください。ご指摘のマニュアル7ページの上から3項目目の記述については、生ごみの量を精緻に把握している自治体は少ないことを想定し（組成調査からある程度の推定はできるかと存じますが）、生ごみの量を把握していないことを理由に財務書類の作成に対し、消極的に考えることを回避しようという意図で記述したものです。

「会計基準の運用についての考え方が自治体によってまちまちでも、特に問題はないのか。」という点については、基本的な考え方に齟齬がないという前提のもと、その運用については、企業会計と同様に各主体の独自性を活かすことに

しているとご理解頂ければと存じます。その際、貴市の考え方が明示され、透明性が担保されていれば、問題ないと考えております。

Q 1 3 (P.7) 中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務を含むとあるが、

①本市ではこの業務を民間委託で実施している。マニュアルについてのFAQによると、この形態での実施主体は直営となるとあるが、純然たる委託業務であるにもかかわらず、なぜ実施主体を直営とするのか、合理的理由を示されたい。

②もし実施主体が直営ならば、費用は物件費であっても委託料ではなく、車両に関する費用や人件費などを個別に調査して計上しなければならないこととなるが、そのような理解でよいか。

A 1 3 まず、現行の支援ツールでは、自治体毎に特徴のある廃棄物処理システムの全てに対応することはできない点をご理解ください。その上で、直営で中間処理をしているが、その後残さ物を最終処分場まで輸送する業務を委託しているケースについては、現行の支援ツールでは、中間処理を直営で行っているシートの中に記載して欲しいということで、単に原価計算を行うための便宜的な取扱に過ぎません。このため、②についてはその必要はありません。

Q 1 4 (P.7) 2つの自治体のごみ処理を行う一部事務組合について、

●施設の建設は組合（財源は、起債、補助金、自主財源（自治体負担）

●収集・運搬は各自治体

●ごみ中間処理、資源化は組合（組合発注による業者委託）

●最終処分は自治体

●収入は・両市からの負担金・処理手数料・資源物売りは払い金

この場合、この書類作成基準の、どのシートを記載すればよいか示されたい

A 1 4 入力シートは以下の通りとなります。

1、2、3、4、6.2~6.7、7.2~7.8、8、10、11.1~11.2、12、13.1~13.3です。中間処理、資源化は「組合発注による業者委託」とのことですが、施設を組合が所有しており、業務を委託していると考えられますので、「直営扱い」として、業者への業務委託費を物件費として入力してください。

Q 1 5 (P.7) 本市では蛍光管・乾電池・水銀体温計を有害ごみとして分別収集（民間委託）し、施設にストックした後に処分業者に引き取らせて（民間委託）いる。分別収集と引取処分は別業者に委託している。この場合、廃棄物種類は⑳その他のごみで、各戸から市の施設までの収集運搬部門は民間委託での実施となるが、その後の処分をどの部門にどのように入力すべきかわからない。もっ

とも適切な方法を示して欲しい。なお、委託の名目は有害ごみの引取と処分であり、その仕様において処理内容の詳細（中間処理・資源化・最終処分）は定めていない。ただし、委託業者に聞き取り調査したところ、概ね破碎→分別資源化→残渣処分というような工程であった。

A 1 5 有害ごみの処理については、中間処理部門として入力してください。

3. 収集運搬料・直接搬入量・集団回収量および処理・処分・資源化プロセス投入量

Q 1 6 (P.8) ガラス製容器の場合、びん収集を平ボディ車を3つの区分に仕切りを設け、集積所で無色、茶色、その他色に分けて収集して計量し、保管場所に保管するため、色別の重量は計量していない。その場合は、搬出量により按分をして色別ごとの収集量を計算するのか。

また、缶類の場合は、アルミ缶とスチール缶をまとめて缶類として収集しており、資源化でスチール缶は他の廃棄物の鉄類と併せてプレスしているためスチール缶の量は把握していない。その場合は、収集した缶類の収集量から搬出したアルミ缶の量をマイナスした量をスチール缶の量と考えてよいか。

A 1 6 ・ 1点目について（びんの区分について）

色別の収集量の計算を搬出量による按分が適切であるのご判断であれば、ご理解の方法で結構です。

・ 2点目について（缶の収集量について）

お尋ねの方法で適切であるのご判断であれば、その方法で結構です。また、例えば、アルミ缶、スチール缶以外のものが混ざっており、その重量を把握されている場合であれば、その重量も差し引く必要があると思います。

Q 1 7 (P.8) 中間処理（焼却）量及び中間処理（破碎）量の関係について質問する。

中間処理（破碎）量の欄には、破碎処理以外の選別も含まれるか。また、例えば粗大ごみの場合、破碎投入量は破碎量欄に数値を入れ、破碎後に排出される可燃残渣物は粗大ごみ欄の中間処理（焼却）量に数値を入力するのか。

A 1 7 ・ 1点目について（「中間処理（破碎）」の具体内容について）

ご理解のとおり、破碎処理以外の選別なども含まれます。

・ 2点目について（粗大ごみの中間処理（破碎）量と、中間処理（焼却）量について）

ご理解のとおり、破碎投入量を中間処理（破碎）量欄へ、破碎後に排出される可燃残渣物を粗大ごみ欄の中間処理（焼却）量に入力してください。（よ

って、中間処理（破碎）量と中間処理（焼却）量の合計が、粗大ごみの総量よりも大きくなるケースもあります）

Q 1 8 （P.8）処理実態調査(環境省)との数値の整合性をとることができないが問題ないか。（処理実態調査では焼却灰のスラグ化を資源化として把握するが、廃棄物会計では中間処理として把握するなど）

A 1 8 現行の会計基準上は、整合性を取る必要はありません。なお、会計基準で用いるデータと実態調査のデータの整合性については、今後検討します。

Q 1 9 （P.8）公共施設から発生する生ごみの収集運搬を民間業者に委託しています。家庭の生ごみの収集はしていません。マニュアル 8 ページにより、収集運搬量は「許可業者及び持込による受入量」に入力しますが、シート 2 作業の実施主体と委託料はどこに入力すればよいのでしょうか？シート 2 の収集運搬部門の民間委託に 1 を入力すると、シート 5.1 に委託料を入力しますが、そうするとシート 3 の収集運搬量を委託業者に入力しなければならなくなり、マニュアルの記述どおりに入力できません。

A 1 9 委託業者による収集運搬と取扱について、シート 3 の収集運搬量に入力してください。

Q 2 0 （P.9）処理・処分・資源化プロセス投入量の合計は収集運搬量に一致する必要はあるか。（H20 Q19）

A 2 0 一致する必要はありません。

Q 2 1 （P.9）中間処理（破碎）後のアルミ、スチール選別は資源化か。（H20 Q20）

A 2 1 基準においては、資源化ではなく、中間処理として整理してください。

Q 2 2 （P.9）①一般廃棄物の処理業者（許可業者）が処理（資源化など）する量は「一般廃棄物会計基準 3 1 頁」により対象外とするか。計上するとしたら「委託」になるか。

②委託による資源化過程から発生する異物処理量については、把握が困難であるため、考えなくていいか。（H20 Q21）

A 2 2 ①ご理解のとおり対象外となります。

②異物処理の実態に応じて適切にご対応ください。なお、過去のデータについては、把握できなければ、その前提で算定してください。今後、把握

が必要かどうかはご判断ください。

4. 引渡量

Q 2 3 (P.10) 本市では、施設に搬入される資源物について、搬入される時点では家庭系・事業系の区別をしている。ただし、施設搬入後は家庭系と事業系を一括して資源業者に売却または指定法人に引渡しをしているため、引渡し量のうちの家庭系・事業系別の量を把握していない。このケースでは、どのように入力するか。(H20 Q22)

A 2 3 何らかの方法で家庭系と事業系に区分することが可能であれば、区分した上で入力してください。区分ができなければ、いずれか一方に入力し、その旨に留意して作成された財務書類を活用してください。

Q 2 4 (P.10) 特に PET では、資源物の引渡量和収集量との間にタイムラグによる差異が生じる。この点はどのように整理すればよいか。(H20 Q23)

A 2 4 タイムラグはタイムラグとして受け入れて入力してください。

なお、関連記述としては、会計基準 34 ページの「2. 4. 3 原価計算書の対象とする費用」の 2 項目目の 3 行目に「毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 か年に、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物で、中間処理、資源化、最終処分されるまでに至っていないものについては、棚卸し計上せず、当年度の費用として処理する。」と記載されています。

Q 2 5 (P.10) 各項目中に「資源化後の資源物」という表現があるが、この用語の意味は次のうちどれに当てはまるのか。

- ① 分別収集した資源物すべてと同義
- ② 分別収集した資源物のうち、中間処理をした後のもの
- ③ ごみの焼却・破砕などの処理工程から選別される、いわゆる中間処理後の資源化物
- ④ 単純に資源物と同義（上記をすべて含む）
- ⑤ 上記のいずれでもない（この場合、内容を示されたい。）(H20 Q24)

A 2 5 お尋ねの点については、混乱を招くおそれのある表記でしたので、今回、次のとおり修正しました。「4. 資源化量」は「4. 引渡量」に変更しています。ご提示いただいた中では⑤となります。具体的には、以下のとおりです。

- ① 資源化部門で取り扱う専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）や容り

法に基づき分別収集の対象としている容器包装など

②収集運搬部門のみで取り扱う専ら物など

③中間処理部門で生じた残さ物（スラグ、灰など）のうち有償で売却される物となります。

※詳細については、ツールに関するFAQ Q53をご覧ください。

Q26 (P.10) ここでの入力内容は「資源化後の資源物」に限られているが、本市が収集している資源物のほとんどは直接資源化（拠点・ステーションで収集⇒そのまま業者に引渡）されている。

この「直接資源化」分の有償・逆有償分の額はここには入力しないものと理解したが、その場合、どのシートのどのセルに入力すべきか。

また、破碎施設から搬出される資源物については、破碎工程から出る資源物以外に破碎困難鉄や自転車など（破碎していないもの）が含まれている。これらのものは不燃・粗大ごみとして収集・持込されたものだが、中間処理工程を bypass せずに搬出される。これらの取り扱いはどのようにすべきか。(H20 Q25)

A26 以下を「4. 引渡量」シートへ入力してください。

- ・資源物として収集され（持ち込み含む）、資源化部門を経て、分別等された後の専ら物（有償・無償・逆有償を問わず）や容り法に基づき分別収集の対象としている容器包装など、
- ・収集運搬部門のみで取り扱う専ら物など

詳細については、ツールに関するFAQ「引渡量について」をご覧ください。

Q27 (P.10) (4) の3項目目に逆有償についての説明があるが、容りの指定法人に資源化業務を委託しカレットの引渡を行っている場合、容り協会に支払っている委託料はここに示される逆有償分にあたるのか。なお、委託は単価契約となっており、引渡すカレットの量によって金額が変わってくる。(H20 Q26)

A27 前半のご質問については、ご理解のとおりです。

後半のご質問については、財務書類が対象とする期間の総額を記入してください。

Q28 (P.10) (4) の2項目目に、逆有償の輸送費についての説明があるが、容りの指定法人へのプラスチック運搬業務を別業者に委託している場合、この委託料はここに示される逆有償分にはあたらないと理解してよいか。(H20 Q27)

A28 容器包装の資源化工程以後の資源物の輸送プロセスのコストに該当しますので、資源化部門の「物件費」として扱ってください。

Q 2 9 (P.10) (5) に示される売却額については、民間事業者に引渡す分のみという理解でよろしいか。本市ではペットボトルの引渡しにおいて、容リルートと民間ルートの2種類があるが、ここに入力するのは民間ルートの分のみという解釈をしている。(H20 Q28)

A 2 9 ここでは、容リルート、民間ルートに関わらず、貴市から資源物を引き渡す際のすべてのペットボトルの売却額を記入してください。

Q 3 0 (P.10) (4) 引渡時の支払額と(5) 引渡時の売却額の、それぞれ1項目目の表記の相違について尋ねたい。(4) では対象を「指定法人もしくは民間事業者に引き渡している品目」としているのに対し、(5) では対象を「民間事業者に引き渡している品目」としている。この表記に従えば、当然、売却額の対象になるのは民間事業者分のみとなるはずである。しかしながらこの件について質問したところ、売却額も支払額と同じように扱う旨の回答を受けた。マニュアルにおいて扱いが同じ内容のものについて、相違する記述をすることは通常考えられないが、あえてこのような表記になっている理由を示されたい。(H20 Q29)

A 3 0 相違の理由は、マニュアルの策定時点では、容器包装廃棄物のマイナス入札が発生することを想定しておらず、引渡時の売却額が発生するのは、民間事業者のみと考えていたためです。したがって、異なった表記になっていますが、意味の上では差異はありません。

ご指摘を受け、マニュアルの P.10 (5) 引渡時の売却額の一項目目の「民間事業者」を「指定法人もしくは民間事業者」に修正しました。

Q 3 1 (P.10) 2項目目にある輸送費に関する記述について尋ねたい。「輸送費の負担額も含めた金額」という記述の意味は、「売却額から輸送費を差し引いた(相殺した)金額」と理解してよいか? また、もしそうであるならば3項目目の記述と矛盾するが、その場合どのような処理をすることが望ましいか。(H20 Q30)

A 3 1 ご指摘のマニュアル p.10 (5) 引渡時の売却額の 2 項目目は誤りでしたので、以下のとおり改めます。

修正前：民間事業者に引き渡す際、輸送費を別途、負担している場合は、輸送費の負担額も含めた額も含めた額を入力してください。

修正後：指定法人もしくは民間事業者に引き渡す際、輸送費を別途、負担しているものの、輸送費を区分できない場合は、輸送費の負担額も含めた額を入力してください。輸送費を区分できる場合は、輸送費は、前工程（中間処理部門、資源化部門など）の特定の施設に係る物件費、または、共通の物件費に入力してください。

5. 収集運搬部門

5.1 委託・一部事務組合

Q 3 2 (P.11) 本市では、ごみ・資源の収集運搬を民間委託にて実施しているが、民間業者が使用する車両について、本市にて購入した車両を貸し出すものと、民間業者が用意するものを混合で実施している。この場合、市の所有する貸し出し車両についての“車両に係る物件費①及び②”の取り扱いをどのように処理すればよいか。直営に係るシート 5.8 に入力の必要があるか。(H20 Q31)

A 3 2 契約ごとに区分し、民間業者所有の車両のみで収集運搬を実施している契約については、委託のシートに入力してください。市有車両のみ、もしくは、市有車両および民有車両で収集運搬業務を実施している契約については、直営扱いで入力してください。契約区分ごとに収集運搬量を区分する必要があります。

Q 3 3 (P.11) マニュアルの 11 ページでは、委託料を把握している場合は、委託業者ごとかつ品目ごとに「1」を入力することとなっているが、トータルで 20 を超える場合は、行を増やしてもいいか。あるいは、この作成支援ツールで、行・列を加除することはできないのか。(H20 Q32)

A 3 3 行・列を加除した場合、正しくセル参照されなくなるおそれがあり、正しく算定されることを保証できなくなります。より精緻に算定されるよう、別シートで一覧表を作成することなどにより集約し、20 件以内としてください。ただし、異常が起こらないことを確認の上、自らの責任で行・列の加除を行うことを妨げるものではありません。

5.3 直営～積載区分、積載量、利用車種

Q 3 4 (P.14) マニュアルの 14 ページでは、シート 5. 3 は複数品目を混載している場合に必要となると書いてあるが、これは混載していない品目については、直営で収集しているものでも数値を入れなくてよいということと理解してよろしいか。それとも、1 つでも混載している品目があれば、直営で収集する全品目について数値を入力する必要があるのか。(H20 Q33)

A 3 4 混載か単独積載かは、入力方法に影響しません。全ての収集運搬について入力してください。

5.4 直営～収集運搬している場合の費用～

Q 3 5 (P.16)「・積載区分ごとに年間の出動回数を入力してください」とあるが、収集車両 1 台あたりの年間出動回数を入力するのか、それとも、全ての車両の出動回数を合計した数値を入力するのか。(H20 Q34)

A 3 5 全ての車両の出動回数を合計した数値を入力してください。

5.5 直営～車両・施設以外に係る物件のうち特定の廃棄物種類に係る物件費（コンテナ等）～

Q 3 6 (P.17) 該当する廃棄物がない（直営収集でコンテナ等を使用していない）場合、このシートに何も入力することがないが、そういう理解でよいか。(H20 Q35)

A 3 6 ご理解のとおりです。

5.9 直営～車両に係る物件費②～

Q 3 7 (P.21) このシートで対象とする車両は、5.8 (1) で台数を入力した全車両となっているが、その場合、減価償却中の車両のみとなり、減価償却が終わった車両は、たとえ稼動していても収集運搬の物件費がかからないことになるが、そのような取扱でよろしいか。(H20 Q36)

A 3 7 ご理解のとおり、5.9 の対象となる車両はごみ収集運搬業務で使用している全ての車両となります。したがって、5.8(1)で入力した車両というのは誤りです。収集運搬の物件費については、減価償却中の車両に加え、減価償却を終えた後の車両も含めて、すべてを対象としてください。

5.10 直営～人件費～

Q 3 8 (P.20) 人件費の退職金について、2点質問する。

1、想定勤続年数とは、自治体内全職員を対象とするのか？それとも、記入シート各部門の職員のみが対象か。また、各部門の職員のみで想定値を算出できない場合は全職員とすべきか。

2、当自治体で想定勤続年数が40年であるとした場合、自己都合による普通退職と定年退職では退職金異なるが、どちらで計算するか？(H20 Q37)

A 3 8 全庁平均方式を用いる場合（平成19年6月公表の基準に従う場合）は、以下のとおりとなります。

1. 自治体内全職員を対象としてください。
2. 想定勤続年数、想定退職金額とも平均的と言って問題ない値としてください。

なお、実態方式を採用する（採用できる）場合は、各部門の在籍職員のみを対象とし、想定される退職給付引当金繰入額（総額）に相当する額の前年度末と今年度末の差額を退職給付引当金繰入額相当額となるように算定します。

Q 3 9 (P.21) 再任用職員は条例で定める職員の給料表により給与を支給するが、勤務日数が2日に1度というような勤務体系を取っているため、給与額は半額の支給となる。また、職員手当の中で支給されるもの、支給されないものがある。

ただ、臨時職員として採用しているパート職員よりは給与額の水準は高く、全額で判断すると入社数年くらいの職員と同水準となっている。なお、勤務時間は正職員と同じである。

この場合は正職員としてカウントしてよいか。(H20 Q38)

A 3 9 支援ツールをご活用する場合は、退職金が支給される職員を正職員、支給されない職員を臨時雇用としてください。ただし、退職金が少額である場合は、退職金が支給される場合も、臨時雇用とする方が適切な場合もあります。少額か否かは自治体の判断です。

Q 4 0 (P.21) 基準 p.37 2.4.4.1(1)人件費 1 項目目においては、「収集運搬部門の作業人員の人件費を(中略)把握する」とある。一方、マニュアル p.21 5.10(1) 収集作業員の人数 4 項目目に「また、一般庁舎ではない収集基地や積替施設などに就業している管理職・事務職も含めた人数としてください。」とある。マニュアルのとおり「作業人員」には上述の「管理職・事務職」も含むものと考えてよいか。(H20 Q39)

A 4 0 当該管理職の方が、収集基地や積替施設の運営のために就労している割合を勘案し、その割合について収集運搬部門の人件費の対象としてください。当該自治体の一般廃棄物処理行政全般に係る業務を遂行している割合については、管理部門に計上してください。

Q 4 1 (P.22) 退職金支給時における想定勤続年数は、退職時における勤続年数の各部門ごとの平均値を記入すべきか。また、職員 1 人についての年数、という理解でよろしいか。(H20 Q40)

A 4 1 入庁時の平均的な年齢や退職時の平均的な年齢等を勘案して想定勤続年数を設定してください。

Q 4 2 (P.22) 労働時間について、行政職員は 1 日の労働時間 7.75 時間×年間の勤務日数(土日、祝日を除いた年間日数)で計算する予定である。一方、収集作業員については定曜日収集であるため、その曜日が祝日となった場合は祝日勤務となる。この場合、祝日勤務となる一部の収集作業員の勤務時間数を別に計上し、行政職員の年間勤務時間数とを合算すべきか。あるいは、行政、収集にかかわらず全員を同じ上記の方法(1 日の労働時間 7.75 時間×年間の勤務日数(土日、祝日を除いた年間日数))として計上すべきか。(H20 Q41)

A 4 2 実態どおりに入力してください。

5.11 直営～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～

Q 4 3 (P.23) 特定の施設に係る物件費の具体例の中に、「公債利子」が明示されている。また、特定の施設に係る経費には、(公債利子等)という表示がある。この二つの「公債利子」は別項目に入力することから、当然明確に区別されるべきものとするが、違いが不明である。物件費と経費における公債利子の違いを示されたい。(H20 Q42)

A 4 3 ご指摘のマニュアル P. 23 (4) 特定の施設に係る物件費については、誤りでした。公債利子は特定の施設に係る物件費には含まれません。また補償・賠償金も同様に特定の施設に係る物件費には含まれません。次回のマニュアル改定時に該当箇所を修正します。

6. 中間処理・最終処分部門

6.1 委託・一部事務組合

Q 4 4 (P.25) 本市では不燃残渣の最終処分（埋立）及び可燃焼却灰の資源化（エコセメント）を組合で行っている。組合に対する負担金の支払いは一括で内訳等は分からない。この場合、シート 6.1 およびシート 7.1 への負担金支払額の入力をどのように行うべきか。（H20 Q43）

A 4 4 組合への問い合わせなどにより、不燃残渣の最終処分（埋立）及び可燃焼却灰のエコセメント利用に関する負担金の内訳を把握するか、不燃残渣量と可燃焼却灰量との重量比で負担金を按分するか、いずれかの方法を試みてください。

6.2 直営～施設の概要～

Q 4 5 (P.26 6.2(2)) (3) について、(2) のページの項目中、1～4 原価計算シートの記入について、次のとおり質問する。

I 2. 作業の実施主体のシートには、廃棄物種類④～⑯は資源物となっているが、焼却のみの施設については、は、①だけ「1」とすればよいか。

II I に関連して、施設にはピット投入前に粗大ごみを前処理する破碎設備（能力：4.9t/5h）を投入口付近に有している。粗大ごみ③も「1」とすべきか。

III II に関連して、原価計算シート 6.2 において、中間施設（破碎）とは、焼却ではなく、最終処分するための施設（破碎）と考え、記入「1」必要ないと思えるが、妥当か？

IV 8 原価計算 管理部門の収益（例：電気売払料金等）は、記入しても、ごみ処理原価に反映されないが、それでよいか？

V 6.3 (5) 特定経費として、公債利子等の記入欄があるが、利子に対する交付税措置の取扱はどのように処理するか？（H20 Q44）

A 4 5 I ①に限らず、中間処理していれば、「1」とご入力ください。

II 破碎も中間処理方法の一つですので、中間処理に「1」とご入力ください。

III 破碎は中間処理方法の一つですので、「1」をご入力ください。

- IV ご理解のとおりです。
- V 経常移転収入として処理してください。

6.3 直営～施設に係る物件費（減価償却費等）、経費～

Q 4 6 (P.27) 設計監理委託費は施設の建設費の割合の中に入れてかまわないか。また、特定の施設に係る物件費（維持補修費）は、当該会計年度の費用額でよろしいか。(H20 Q45)

A 4 6 設計管理委託費が施設に係るものであれば、ご理解のとおり施設の割合の中に入れてください。

特定の施設に係る物件費（維持補修費）は、当該会計年度の費用としてください。

Q 4 7 (P.27) (2) 事業費の内訳について、施設・装置・重機の区分けが難しい。例えば焼却施設の場合、フラットホーム・ごみピットは「施設」、クレーン・ホッパ・ストーカ・コンベヤは「装置」、移動可能な物が「重機」と考えてよろしいか。また、追加投資については、新たな施設・装置・重機を設置した場合のみ（ダイオキシン対策工事等）とし、受入供給設備・燃焼設備・排ガス処理設備等の更新については含めず、それらは維持補修費と同じような考え方でよろしいか。(H20 Q46)

A 4 7 ご理解のとおりで結構です。基本的な考え方として、想定耐用年数をベースに整理してください。

追加投資かどうかは、当該年度の単年度経費とするのが適切か、資産として複数年度にわたり減価償却（費用化）するのが適切か判断し、后者であれば、追加投資となります。

Q 4 8 (P.28) (1) 財務書類作成支援ツール入力・出力マニュアル (P28) に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号の一部）」に基づき減価償却を行うこととある。しかし、具体的に支援ツールに入力する際は「建物」「装置」「重機」の 3 区分となっている。耐用年数毎に減価償却費を試算するのであれば、さらに詳細な区分が必要だと考える。たとえば、外構整備工事、造成工事、雨水管工事などの費用を減価償却資産として入力するには区分や耐用年数をどのように計上すればよいか。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号の一部）」に基づき作成された廃棄物処理施設用の基準表（区分及び耐用年数）とそれに対応した支援入力ソフトが必

要だと考えるかいかがか。

(2) 減価償却費を積算するにあたり、財産台帳価格の10% (一般的な残存価格相当額) を控除しない理由をお聞かせ願いたい。(H20 Q47)

A 4 8 (1) 資産を詳細に区分することを妨げることはございませんので、そのように算定してください。支援ツールは、最低限の精緻さを確保するためのものに過ぎませんので、少なくとも現段階では、ご指摘のようなソフトは必要とは思っていません。もちろん、基準に基づく財務書類作成自治体が拡大する頃には、ご指摘のようなソフトがあることは自治体の負荷を低減するという意味で有効だと考えます。

(2) 全額を減価償却期間で費用化するためです。

Q 4 9 (P.28) 想定耐用年数として、マニュアル (例えば p.28) に大蔵省令に定める耐用年数を基準とするとある。省令においては、例えば車両などは、積載量で年数が異なるケースがある。これに従って資産を整理すると計上するにあたって件数が多くなってしまう。どのように対応すればよいか。(H20 Q48)

A 4 9 使用状況に合わせて計上してください。年数の判断が困難な場合に省令を参考にするものをご理解ください。

Q 5 0 (P.28) マニュアルの中では、施設・装置・重機それぞれ、想定耐用年数については大蔵省令を基準とする旨が示されているが、実際の設備が、この省令のどの項目にあたるのか判断できない。例えばSRC造の清掃工場 (焼却施設) の場合、建物自体は一般的にどの項目にあたるのか、また、ストーカ炉が装置であるとすれば、これに対応する別表2のなかの項目はどれなのか、見当がつかない。ついては、一般的な焼却施設・破砕施設等を例に、その施設・装置・重機の区分とともに、対応する想定耐用年数について省令の表の中のどの項目にあたるのか、示されたい。(H20 Q49)

A 5 0 耐用年数表の実際の適用方法については、貴市の課税部局などにお尋ねください。課税部局では、民間の廃棄物処理業者等への適用事例を有している可能性があります。なお、支援ツールでは、作業の簡便性を図るため、焼却施設の減価償却について、個々の設備毎ではなく、施設全体を一括した耐用年数を設定して計算する方法を採用しています。このため、貴市における施設更新までの期間を耐用年数として採用する方法も考えられます。

6.5 直営～追加投資～

Q 5 1 (P.29) シート6. 5の物件費のシートについて、記入できる項目は5行

である。行の追加は可能か。(他のシートに影響は無いか。)(H20 Q50)

A 5 1 他のシート等への影響がないことを保証いたしかねますので、減価償却の状況などをご勘案の上、入力行数以内に集約して入力してください。

6.7 共通の経費

Q 5 2 (P.30) 入出力マニュアル p 30 6.7 共通の経費の解説中の、「収集運搬部門」とは、「中間処理部門・最終処分部門」が正しいか。(H20 Q51)

A 5 2 ご理解のとおりです。

7. 資源化部門

7.6 直営～資源化ライン～

Q 5 3 (P.36)・以下のケースでは、資源化ラインののべ稼働時間はどのように判断するのか。

- 施設は市有である。
 - 作業は委託先が実施している。
 - 所定労働時間は、1日 7.5 時間である。ベルトコンベアにて作業をするのは 1日 5 時間である。
 - 上述の 7.5 時間からのべ稼働時間を算定するのか、5 時間から算定するのか。
- (H20 Q52)

A 5 3 ご質問のケースでは、稼働時間としては、1日 5 時間としてください。

Q 5 4 (P.36)・以下の勤務者の労働時間は、マニュアル 36 ページでいうのべ稼働時間に含まれるか。含まれない場合は、いずれの部門に、どのように入力すればよいか。

- 資源化施設において勤務している。
- 資源化ラインでは作業せず、点検、計量などの業務を行っている。(H20 Q53)

A 5 4 ・ご質問の勤務者については、含みません。

・のべ稼働時間を入力する必要はありませんが、人件費(シート 7.4)の対象となります。

7.8 共通の経費

Q 5 5 (P.37) 7. 8の記述によれば、ここで収集運搬部門の共通的経費を入力するよう指示があるが、ここに別部門の経費を入力する合理的理由を教示されたい。(H20 Q54)

A 5 5 資源化部門との記載が正です。今後の修正の際、対応します。

8. 管理部門

Q 5 6 (P.37) 管理部門について、収集事務所の事務職員・自動車整備士、焼却施設等の事務職員も含まれると考えてよろしいか。(H20 Q55)

A 5 6 ご質問の職員は管理部門には含みません。各作業部門の対象となります。

10. 有料化の実施状況

Q 5 7 (P.39) 本市では可燃ごみ・不燃ごみが指定収集袋で、粗大ごみがシールで有料化されている。可燃ごみ・不燃ごみは、排出区分が別なのでそれぞれ区分して入力していくと、(5)、(6)について取り扱いが分けられていないため入力できない。また、同じ排出区分として入力(1行にまとめる)を試みたが、(2)の収集頻度が異なるため、この形でも入力できない。このような場合、何を優先し、どのように入力するのが最も正確なものとなるのか教示されたい。(H20 Q56)

A 5 7 ご質問の趣旨ですが、指定袋等の販売に係る費用や収益を廃棄物種別に区分できないことと理解しました。この場合、当該費用や収益を廃棄物量等(→容積比)で按分してください。

Q 5 8 (P.39) 本市では可燃ごみ・不燃ごみについて、一般家庭系のものとは別に少量事業系のものが指定収集袋により有料化されている。この場合、一般家庭系と少量事業系は合算して入力すべきか、分けて入力すべきか、或いは一般家庭系のものだけに限って入力すべきか、正しい方法を示されたい。(H20 Q57)

A 5 8 事業系のごみ量を正確に把握できるのであれば、分けて入力してください。もし不明であるならば、合算して入力しても問題ありません。なお、有料化に伴う収入(指定袋の販売等に伴う収益など)については、有料化の実施状況のシートに記入してください。

13. 資産・負債一覧

13.2 事業用資産

Q 5 9 (P.49) 有形固定資産の車両に関する入力方法について、公開されているFAQによれば、車両の保有台数が多い場合、集約して入力するよう示されているが、本市の場合、通常の集約方法ではどうしても20以内に収めることができない。そこでツール外で減価償却計算を行い、その結果得られたそれぞれの項目の合計額を1行で直接入力（デフォルトの計算式は消去）したいと考えている。この方法をとることにより、ツールに不都合が生じることがあるか。(H20 Q58)

A 5 9 ツール外で適切に減価償却費計算を行っているのであれば、集約しても問題はありません。ただし、ツール上の計算式の削除については、表計算ソフト上の問題が生じないこと（リンク先等のエラーが発生しないこと）を確認する必要があります。